

第2章 事業特性に関する情報

2.1 対象事業の名称

桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2.2 対象事業の目的

2.2.1 対象事業の目的

本組合は桑名市、いなべ市（旧員弁町）、木曽岬町及び東員町で構成される一部事務組合であり、本組合管内の可燃ごみは、平成15年3月に竣工した「RDF化施設」で固形燃料化し、隣接する「三重ごみ固形燃料発電所」（以下「RDF発電所」という。）において有効な燃料としてサーマルリサイクルされている。しかし、売電による収入のみでの事業運営は困難な状況であり、平成32年度をもってRDF発電所が停止することになった。

そこで、平成33年度以降の本組合における可燃ごみの処理方法等の検討が必要になったことから、「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、将来のあり方に関する検討を行ってきた。検討の結果、RDF利用先の確保が課題であることやごみ処理に要する費用を踏まえ、RDF発電所が停止したあとも継続的かつ安定的に処理を行うことを目的に、RDF化施設に替わるごみ処理施設の整備を行うことを決定した。

なお、現在のRDF発電所は240トン/日の処理能力を有しているが、本事業によるごみ処理施設の処理能力は174トン/日であり、規模が小さくなることから、排ガス量の減少など環境負荷の低減が見込まれる。

2.2.2 本組合におけるごみ処理の現状

本組合の構成市町（桑名市、木曽岬町、東員町 ※いなべ市を除く）におけるごみ排出量の実績は、図2.2-1に示すとおり、平成18年度の53,020t/年をピークに減少傾向にあり、平成25年度のごみ排出量は48,275t/年となっている。

なお、平成33年度以降の構成市町の枠組みとしては、いなべ市が旧西員弁清掃組合（旧北勢町、旧大安町及び旧藤原町で構成する一部事務組合で、合併により、平成15年12月からいなべ市となる）で運転管理していた「あじさいクリーンセンター」の基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化及び最適化を実施することにより、旧員弁町の可燃ごみも処理が可能になることから、本組合の構成市町から脱退する意向を示している。そのため、施設規模等については、旧員弁町を除いた場合のごみ排出量に基づき検討を行っている。

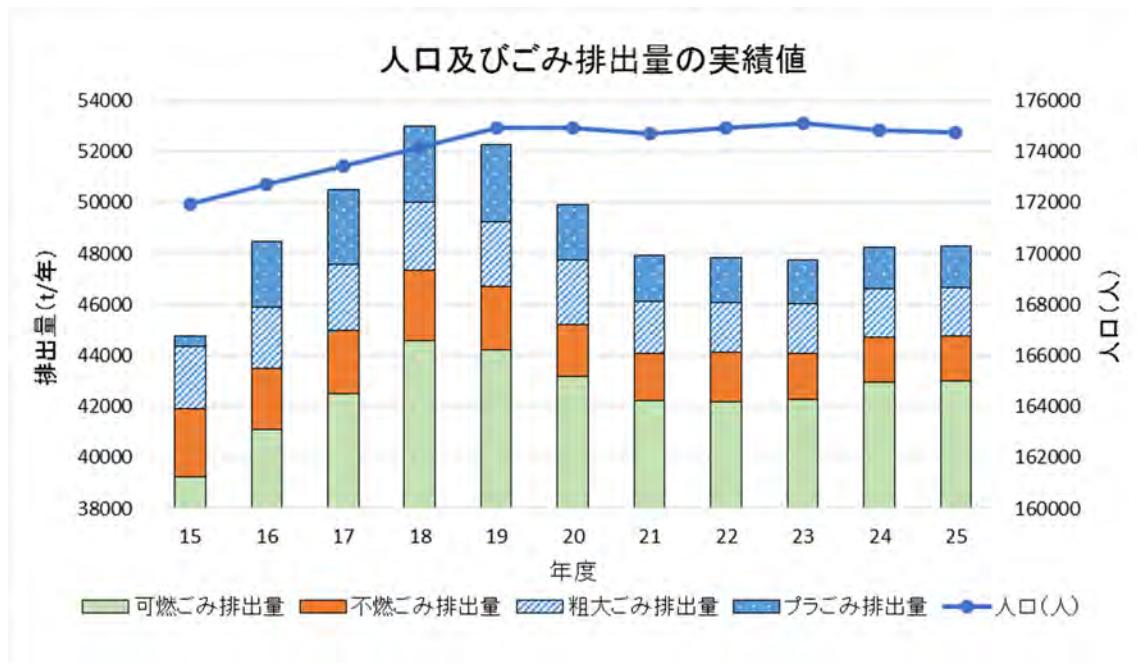


図2.2-1 本組合の構成市町におけるごみ排出量の実績の推移

現状のごみの処理体系は、図 2.2-2 に示すとおりである。

可燃ごみは、「RDF 化施設」において RDF 化にされ、「RDF 発電所」においてサーマルリサイクルされている。

粗大ごみ、不燃ごみ及びプラスチック類については、RDF 化施設に隣接する「リサイクルプラザ」及び「プラスチック圧縮梱包施設」で破碎・選別・梱包等を実施した後、民間再生資源業者にてリサイクルされている。

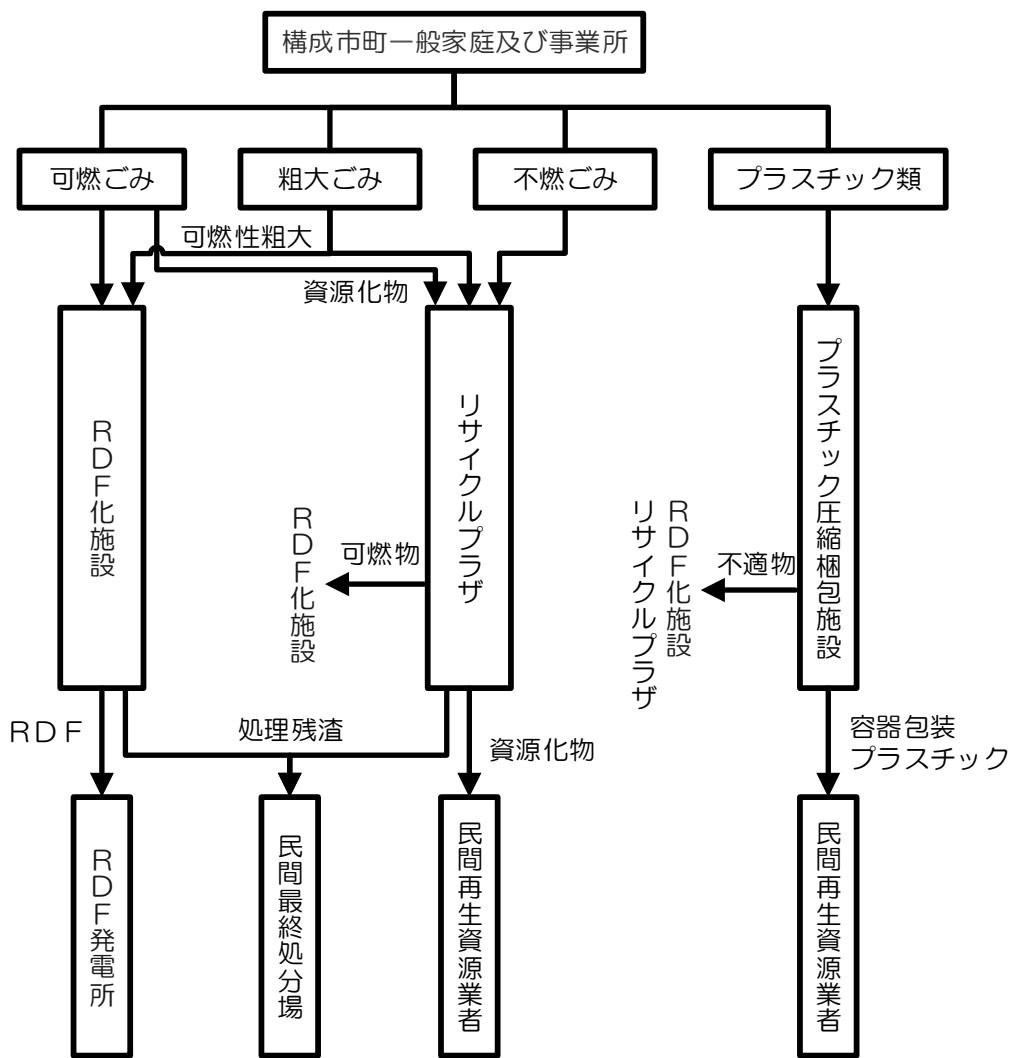


図 2.2-2 本組合における現状のごみ処理体系

2.2.3 将来におけるごみ処理体系

将来のごみの処理体系は、図 2.2-3 に示すとおりである。

可燃ごみについて、RDF 発電所の停止に伴い、ごみ焼却施設を整備するため、当該施設での処理を行うこととなる。

また、リサイクルプラザ及びプラスチック圧縮梱包施設については、稼働時間も少なく継続利用が可能であると判断できることから、既存施設において継続処理することとする。

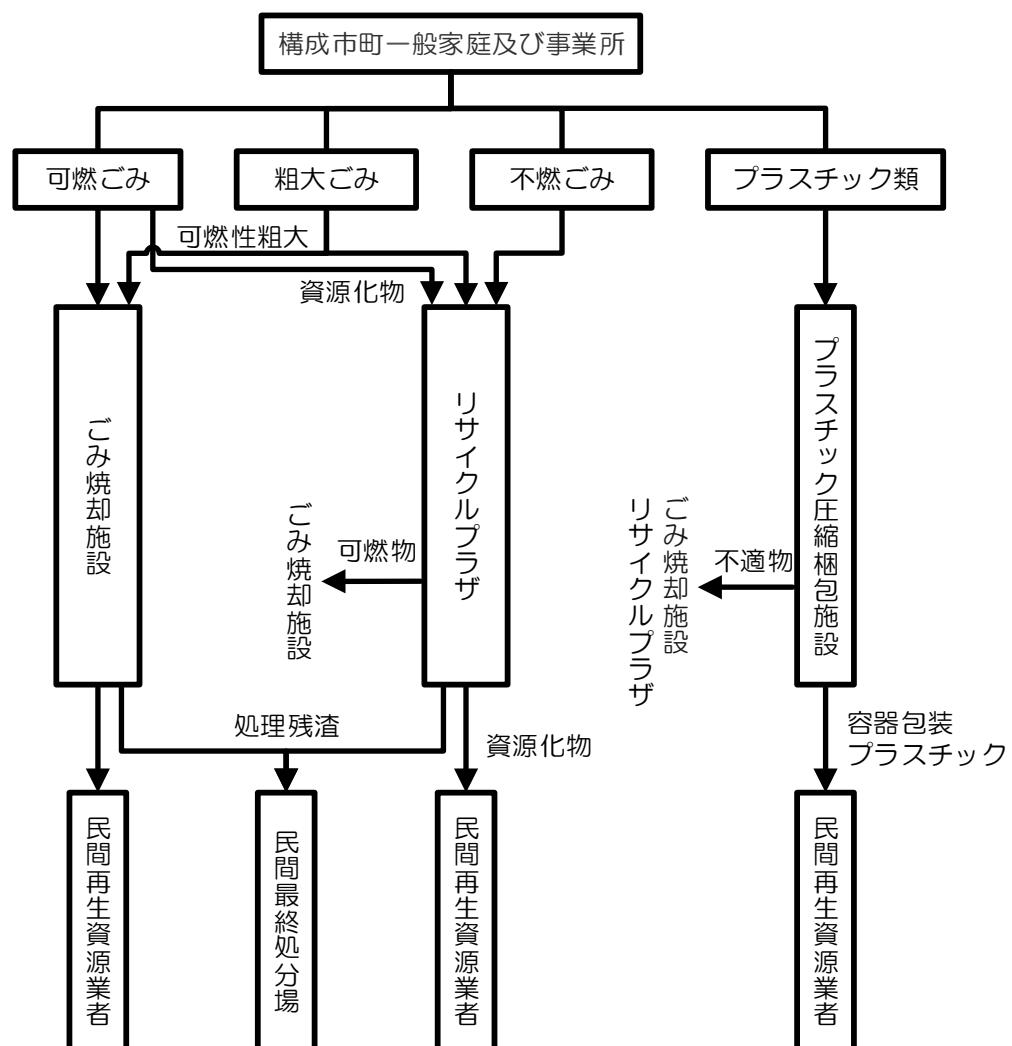


図 2.2-3 本組合における将来のごみ処理体系

2.3 対象事業の内容

2.3.1 条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

内容：ごみ焼却施設の設置

2.3.2 対象事業の規模

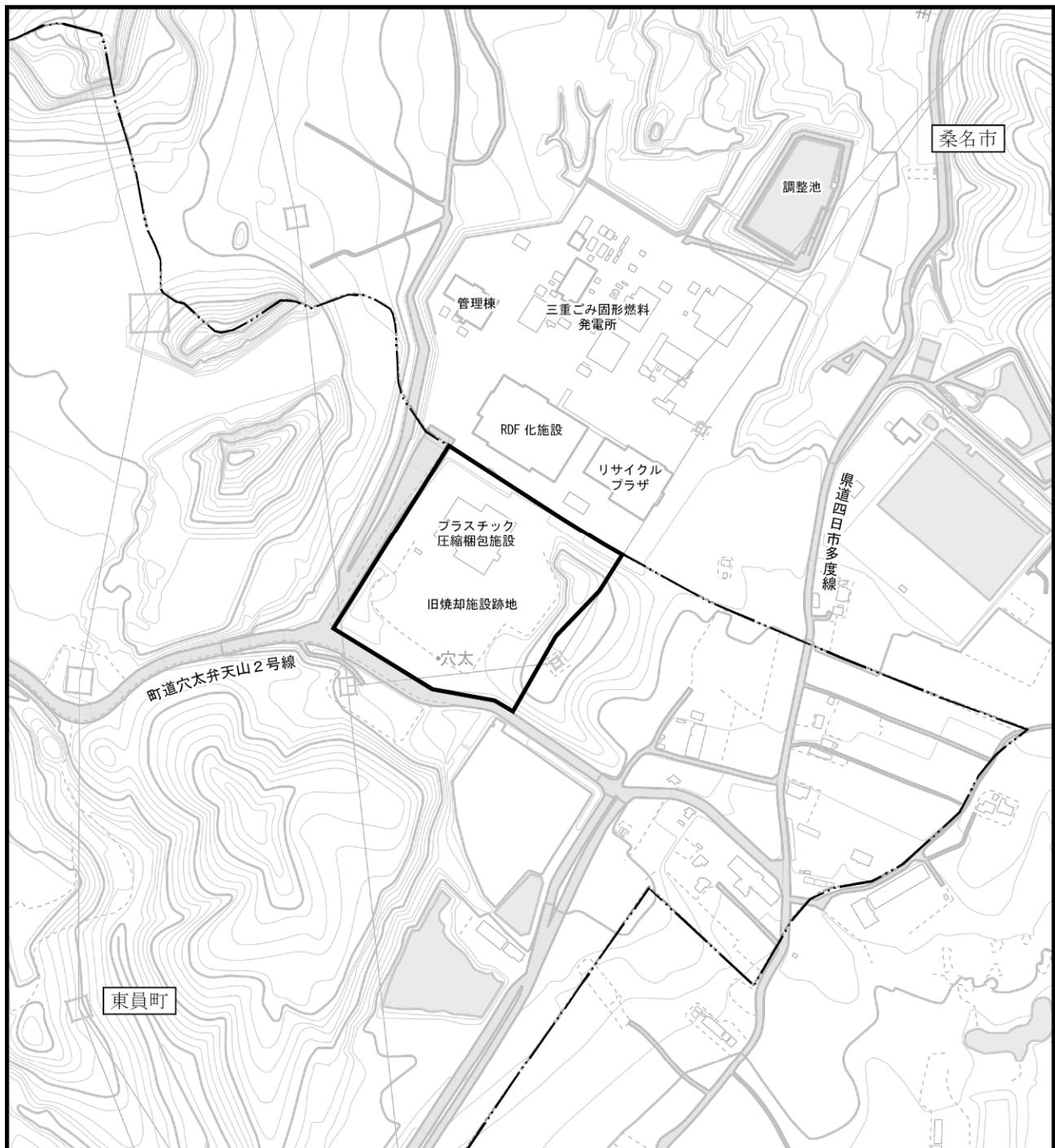
本事業では、三重県員弁郡東員町大字穴太地内約 2.8ha の敷地に、ごみ処理施設を整備するものである。

ごみ処理施設の一時間当たりの処理能力が 7.25 トンであることから、三重県環境影響評価条例の対象事業（ごみ焼却施設の規模要件 4 トン以上）となる。

2.3.3 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、三重県員弁郡東員町大字穴太地内に位置し、対象事業実施区域の位置図は図 2.3-1 に、対象事業実施区域周辺の航空写真は写真 2.3-1 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域は、図 2.3-2 に示すとおり、桑名都市計画図（平成 25 年 5 月 24 日、桑名市）の区域区分によると用途地域の指定のない区域である。



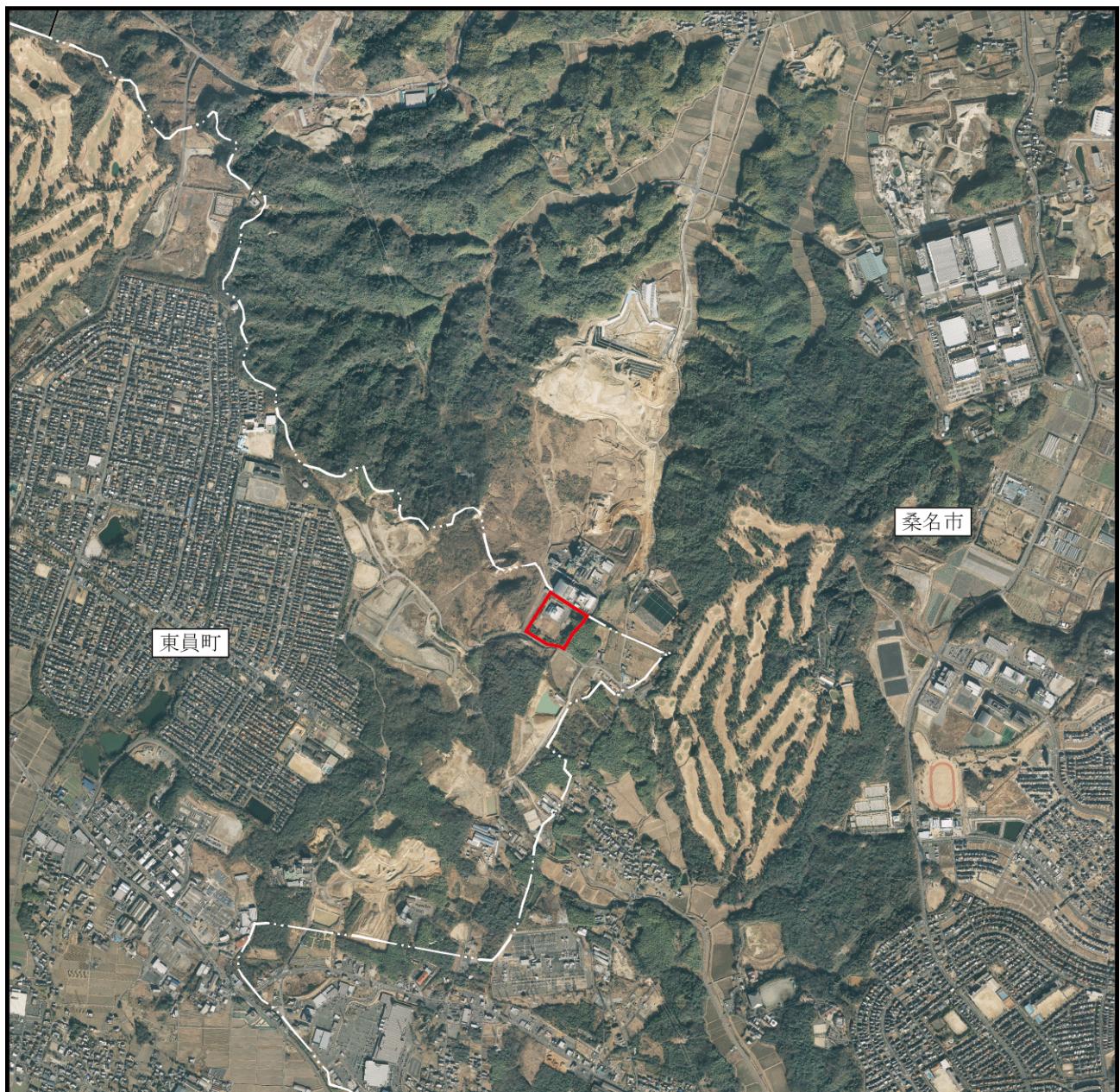
凡 例

: 対象事業実施区域

: 市 界

図 2.3-1 対象事業実施区域図





凡 例

□ : 対象事業実施区域

— : 市 界

写真 2.3-1 対象事業実施区域周辺の航空写真



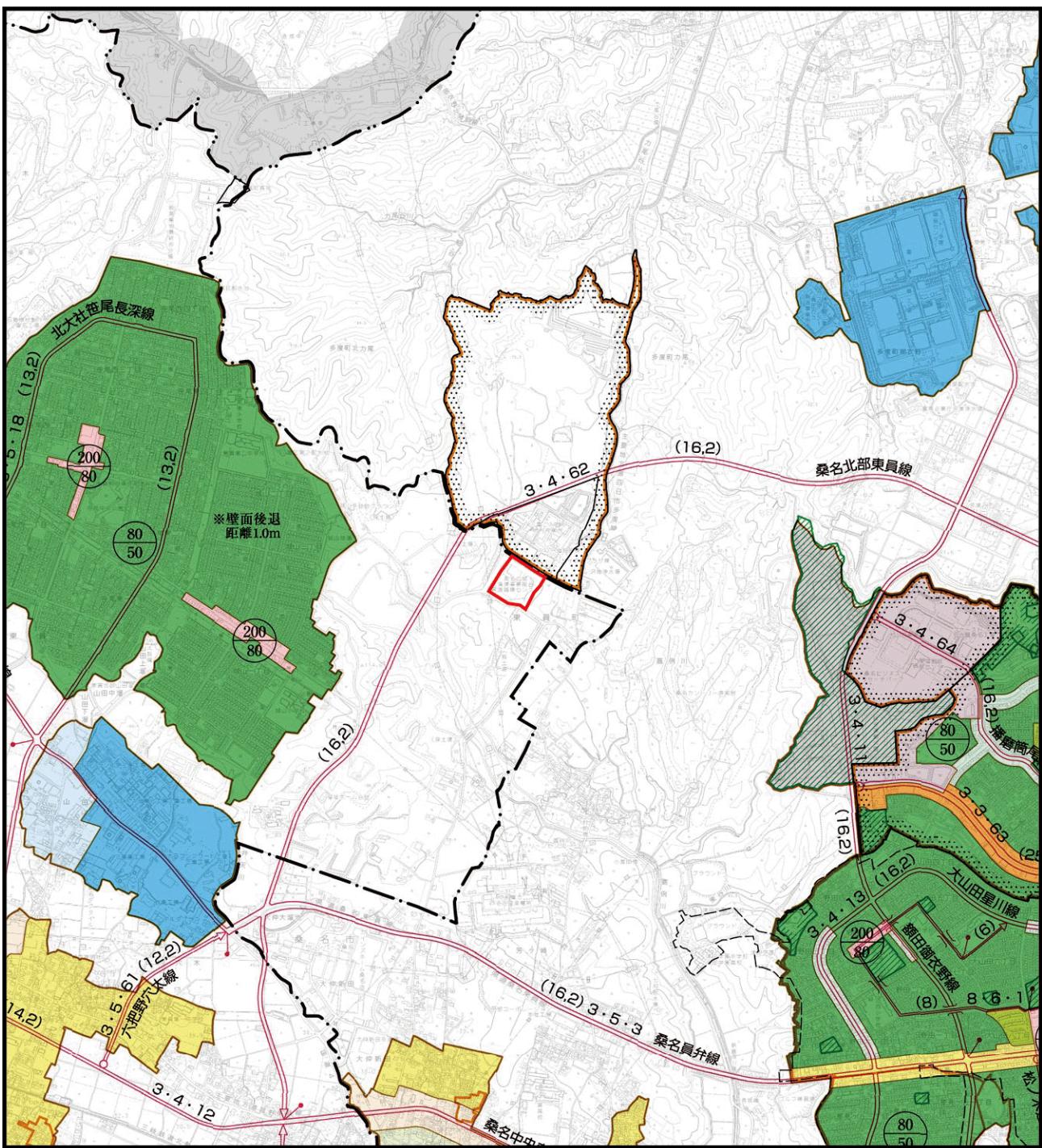


図 2.3-2 都市計画図

凡 例



: 対象事業実施区域

都市計画区域	
行政区域界	
市街化区域	
地域の種類	容積率 建ぺい率 備考
第一種低層住居専用地域	80 50 100 50 100 60
第二種低層住居専用地域	80 50 100 60
第一種中高層住居専用地域	200 60
第二種中高層住居専用地域	200 60
第一種住居地域	200 60
第二種住居地域	200 60
準住居地域	200 80
近隣商業地域	300 80
商業地域	400 80

準工業地域	200	60	—
工業地域	200	60	—
工業専用地域	200	60	—
厚生地区（長島町）			
高度利用地区（桑名市）			
（総員、容積率）			
準防火地域（桑名市）			
都市計画道路			
広場			
都市計画公園			
都市計画緑地			
地区画整理区域			
その他都市施設			
生産緑地地区			
地区計画決定区域			
平成22年度DID（人口集中地区）			



1:25,000

0 0.5 1km

2.3.4 対象事業の内容に関する事項

(1) 対象事業の基本的事項の方針及び基本コンセプト

本事業の基本的事項の方針及び基本コンセプトは、以下に示すとおりである。

○基本的事項の方針

1. 共同処理区域(組合構成市町)は、桑名市・木曽岬町・東員町とします。
2. RDF化事業継続か新処理方式採用の選択は、新処理方式とします。
3. RDF化施設以外の既存施設(リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設、管理棟)は、平成33年度以降(新施設稼働後)も活用します。
4. 新施設建設予定地は、旧焼却施設の跡地を利用します。
5. 最終処分先は、民間委託とします。
6. ごみ収集主体は、現況維持とします。

○基本コンセプト

- | | |
|----------------|-------------|
| ★安全・安心で信頼される施設 | ★経済性に優れた施設 |
| ★地球環境に配慮した施設 | ★地域に親しまれる施設 |
| ★未利用エネルギーの有効活用 | |

(2) 対象事業の内容の概略

本事業は、本組合が三重県員弁郡東員町大字穴太地内約 2.8ha の敷地において、平成 33 年度以降の構成市町（桑名市、木曽岬町、東員町）から発生する一般廃棄物のうち、可燃ごみの焼却施設を整備するものである。

対象事業の内容の概略は、表 2.3-1 に示すとおりである。

表 2.3-1 対象事業の内容の概略

項目	内 容
所在地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
事業実施区域	約 2.8ha
計画処理量 ^{※1}	43,704 トン／年 (平均約 156 トン／日、稼働日数 280 日)
処理能力 ^{※2}	174 トン／日 (87 トン／日・炉×2 基)
処理方式	ストーカ式+灰の外部資源化委託
基準ごみ	低位発熱量 1,730kcal/kg (水分 48.09%、可燃分 45.12%、灰分 6.79%)

※1) 平成 33 年度の可燃ごみ量及び可燃破碎残渣量の合計値。

※2) 1 日当たりの平均排出量（約 120t/日）から算定した施設規模に、災害廃棄物の受入を見込んだ余裕分（平常時の廃棄物処理量の 7%）を考慮し、設定している。

(3) 対象事業の整備手法

本事業においては、従来からの公設公営型の事業方式（自治体が施設を建設し、自ら運営する方式）に加え、公設民営型の事業方式（自治体が施設を建設し、民間企業に運営を委託する方式）及び PFI 方式（民間企業の資金及びノウハウを活用し、効率的な事業運営を行うもので、民間企業が施設を設計・建築し、運営する方式）による整備を検討している。

(4) 対象事業の実施期間

ごみ処理施設の施設整備に係る事業スケジュールは表 2.3-2 に示すとおりである。

ごみ処理施設の建設に伴い実施する三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きは、平成 27 年度から平成 28 年度までの約 2 年間で行う計画である。

事業者の選定は平成 29 年度に行い、ごみ処理施設の実施設計・施設建設は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で行う計画である。その後、平成 33 年度から供用を開始する計画である。

表 2.3-2 対象事業の今後のスケジュール

事業段階	年度						
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
環境影響評価手続き							
事業者選定							
実施設計・施設建設							
ごみ処理施設の運転開始							→

(5) 施設計画

対象事業実施区域における施設配置図は図 2.3-3 に示すとおりである。

現在、対象事業実施区域には、プラスチック圧縮梱包施設がある。今回整備する施設は、旧焼却施設の跡地（以下、「建設予定地」という。）に建設する計画であり、建設予定地は対象事業実施区域の南西側に位置する。

なお、対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であり、建ぺい率 60%、容積率 200% の指定を受けている。

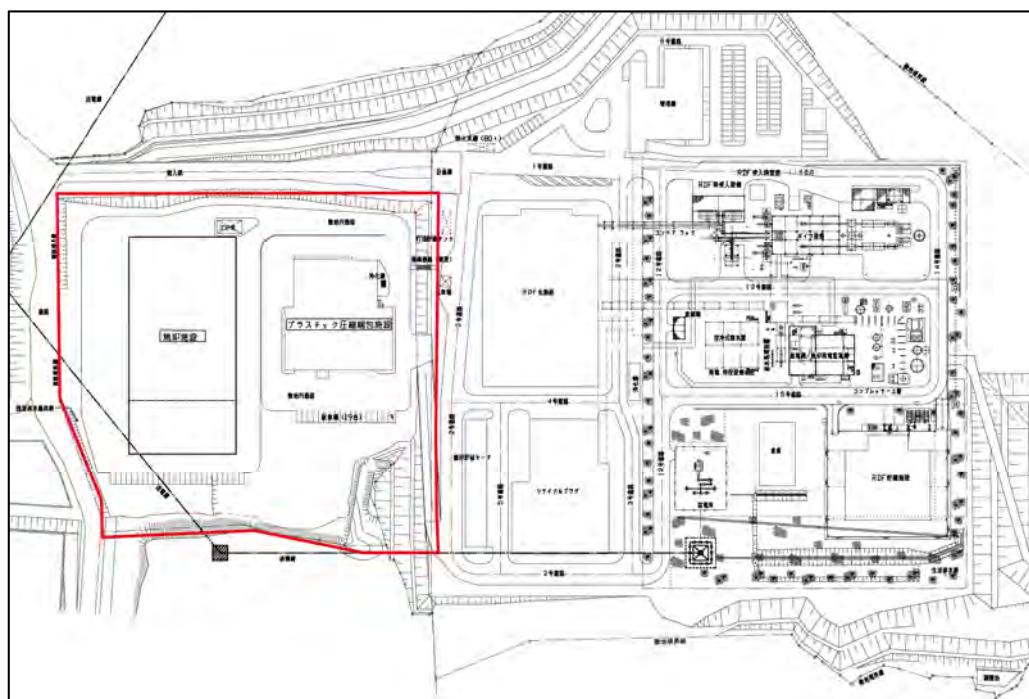


図 2.3-3 施設配置図

(6) 工事計画

1) 工事工程及び工事内容

本事業の工事工程（想定）は、表 2.3-3 に示すとおりである。地下構造物の設置のための掘削及び基礎杭（支持杭）の打設等の土木工事（基礎工事）、工場棟の建屋及び煙突を設置する建築工事、別途工場等で製作した焼却炉や送風機等の機器設備を組み立てて建物内に据え付ける機械設備工事、建物周囲の舗装や緑化等を行う外構工事の順で、新施設の工事を進めていく。

平成 30 年度半ばより土木工事を開始し、平成 30 年度後半から建築工事、平成 31 年後半から機械設備工事を行う。平成 32 年度半ばより施設の試運転を開始し、平成 33 年度からの供用開始を計画している。

主な工事の内容は、表 2.3-4 に示すとおりである。

表 2.3-3 工事工程（想定）

事業段階	年度			
	H30	H31	H32	H33
実施設計	■			
土木工事（基礎工事）	■	■		
建築工事（躯体工事・煙突設置工事）		■		
機械設備工事			■	
外構工事			■	
試運転			■	
供用開始				→

表 2.3-4 主な工事の内容

工種	工事内容	使用する主な建設機械
土木工事 (基礎工事)	ごみピット、地階を設置するため、その箇所に山留工事、掘削工事を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・ブルドーザ ・クローラクレーン ・アースオーガ ・クローラドリル ・コンクリートポンプ車 ・コンクリートミキサ車
建築工事 (躯体工事・煙突設置工事)	<p>ごみピットの築造のため、鉄筋コンクリート型枠の組み上げ、コンクリート打設を行う。</p> <p>地下躯体の工事完了後、工場棟の地上部の鉄筋コンクリート工事及び鉄骨工事、煙突の設置工事を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クローラクレーン ・ラフタークレーン ・コンクリートポンプ車 ・コンクリートミキサ車
機械設備工事	建築工事と並行して、工場棟内において、焼却炉や送風機、ボイラ等の機械設備を組み立て設置する。また電気設備等を取り付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・クローラクレーン ・ラフタークレーン
外構工事	工場棟周囲の構内道路の整備や緑地の整備・植栽等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・ブルドーザ ・ロードローラ ・アスファルトフィニッシャ

2) 工事用車両の走行ルート

工事用車両の主要な走行ルートは、図 2.3-4 に示すとおり、北ルート（県道御衣野下野代線～県道四日市多度線～事業実施区域）、西ルート（一般国道 421 号～町道穴太弁天山 2 号線～事業実施区域）の 2 ルートを使用し、適宜、工事用車両台数の分散を図ることとする。

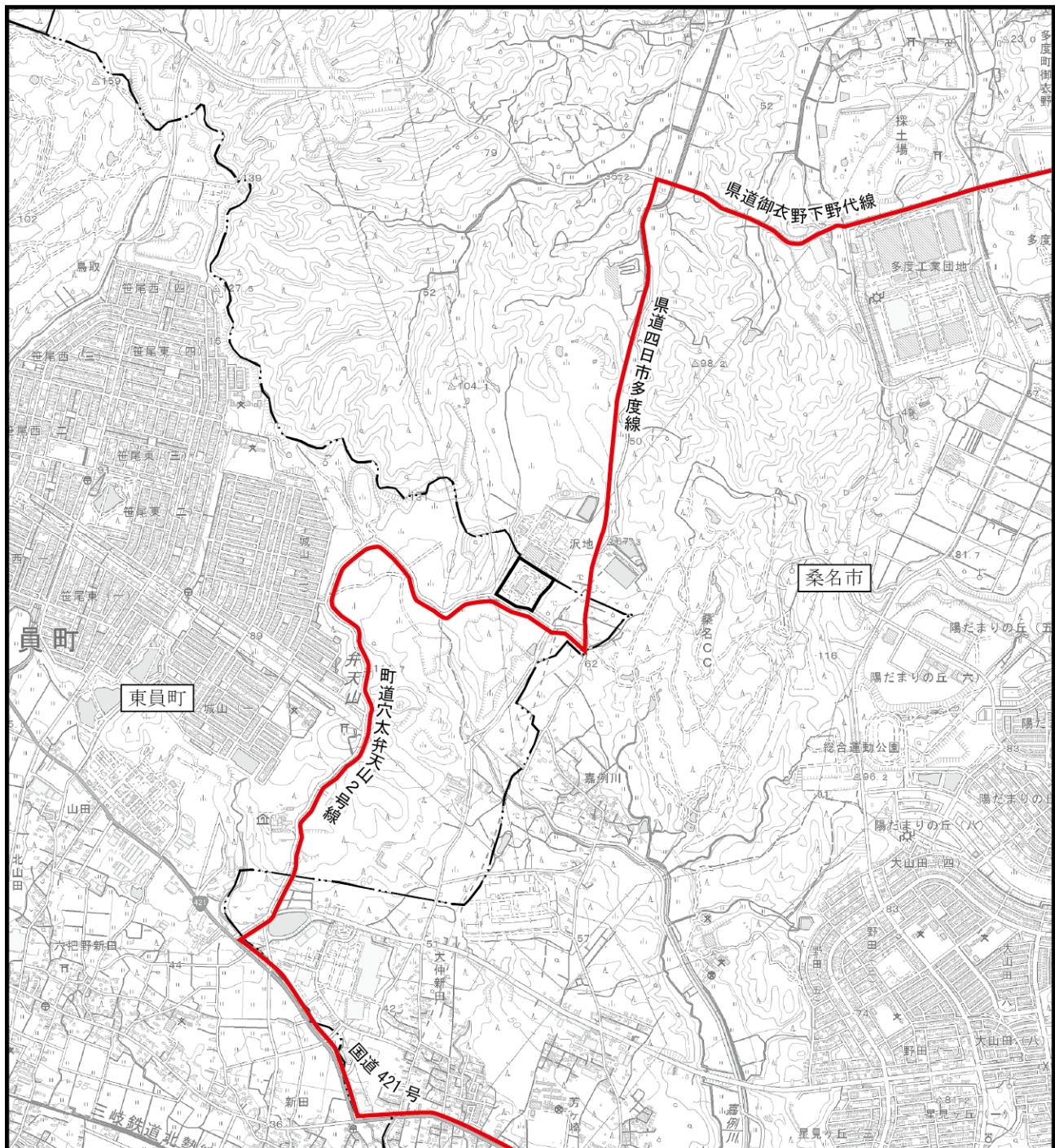


図 2.3-4 工事用車両走行ルート図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 工事用車走行ルート



(7) 供用計画

1) 供用施設計画

ア. 給水計画

本施設への給水は、現在利用している既設井戸からの揚水(最大給水量約 600 m³/日)を継続して使用し、河川水の取水等は行わない。

イ. 排水計画

本施設の排水処理施設からの生活排水は、浄化槽で処理した後、放流する。

ウ. 電気

本施設への電気の供給は、一般電気事業者または特定規模電気事業者より供給を受けるものとする。

また、施設内で熱エネルギーを利用した発電を行い、施設の稼働に必要な電気の供給をまかなうこととする。余剰電力については、売電を行う計画である。

2) 運転計画

ア. 施設の運転計画

本施設の年間稼働日数は、1炉あたり 280 日とする。

また、施設の稼働時間は 24 時間とする。

イ. ごみの搬入計画

ごみの搬入時間は、土曜日・日曜日及び年末年始（12月31日～翌月1月3日）を除く平日の午前9時から午後4時までとし、本施設に可燃ごみを搬入する収集車両台数は、平成25年度搬入車両台数実績値（いなべ市を除く）より平均113台/日を計画している。

ウ. ごみ収集車両等の運行計画

対象事業実施区域への搬入車両としては、可燃ごみ搬入車両及びプラスチック類搬入車両、搬出車両としては、本施設からの主灰及び飛灰の搬出車両（以下、「関係車両」という。）があり、車両台数は平均127.5台/日を計画している。

関係車両の内訳は、表2.3-5(1)～(2)に示すとおりである。また、関係車両の主要な走行ルートは、図2.3-5に示すとおりである。

表 2.3-5(1) 搬入車両の種類及び1日平均の走行台数（片道）

種類	搬入内容	走行台数※
可燃ごみ	家庭系ごみ	55台/日
	事業系ごみ	58台/日
プラスチック類	家庭系ごみ	10台/日
	事業系ごみ	0台/日

※) 平成25年度の搬入車両台数実績値より算定。ただし、いなべ市を除く。

表 2.3-5(2) 搬出車両の種類及び1日の平均走行台数（片道）

種類	車両	走行台数
搬出車両（主灰）	4t 天蓋付きダンプ車	4台/日
搬出車両（飛灰）	22t ジェットパック車	0.5台/日※

※) 2日に1台程度の走行を想定している。

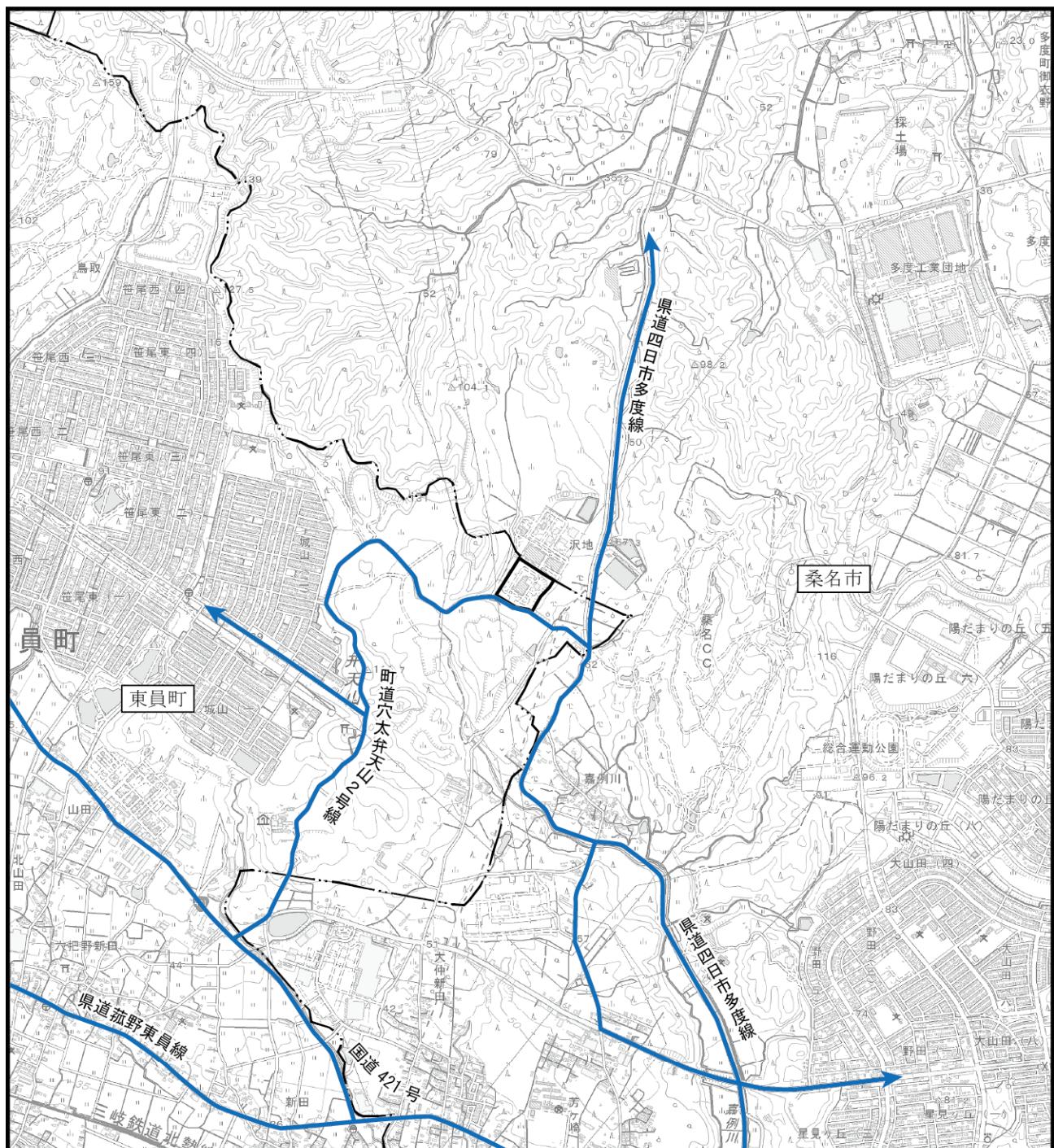


図 2.3-5 関係車両走行ルート図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 関係車両走行ルート



(8) 環境保全措置

本施設から発生する公害を防止し、周辺環境への影響を最小限にするため、各環境影響に対して以下の自主規制値または規制基準を遵守する。

1) 大気汚染

煙突から排出される大気汚染物質について、表 2.3-6 に示すとおり、「大気汚染防止法」等の関係法令等より厳しい自主規制値を定める。また、自主規制値を満たすために想定される排ガス処理方式（設備）は、表 2.3-7 に示すとおりである。

表 2.3-6 大気汚染防止に関する自主規制値

区分	規制法令等		自主規制値
ばいじん (g/Nm ³)	0.08	大気汚染防止法	0.01
硫黄酸化物 (ppm)	(K 値 : 17.5) ^{※1}	大気汚染防止法	20
窒素酸化物 (ppm)	250	大気汚染防止法	50
塩化水素 (ppm)	430 ^{※2} (700mg/Nm ³)	大気汚染防止法	30
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法	0.1
	0.1	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	
一酸化炭素 (ppm)	100	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	100
	30 (4 時間平均値)	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	30

※1) 大気汚染防止法では、K 値規制が適用される。

※2) 大気汚染防止法では、規制値は 700mg/Nm³ であり、ppm 換算した値を示している。

表 2.3-7 排ガス処理方式（設備）

区分	排ガス処理方式（設備）
ばいじん	ろ過式集じん器（バグフィルタ）
硫黄酸化物	乾式法（吹込法）
窒素酸化物	燃焼制御法 + 無触媒脱硝法
塩化水素	乾式法（吹込法）
ダイオキシン類	低温ろ過式集じん器方式

2) 騒音

本施設は、「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年 3 月 27 日、三重県条例第 7 号) に定める規制基準が適用され、事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であるため、「その他の地域（工業専用地域を除く）」に分類される。

規制基準は、表 2.3-8 に示すとおりである。

表 2.3-8 騒音の規制基準

区域/時間		昼間	朝夕	夜間
一	第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
二	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域 及び準住居地域	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
三	近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65dB 以下	60dB 以下	55dB 以下
四	工業地域	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下
五	その他の地域 (工業専用地域を除く)	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

注 1) 昼間：午前 8 時～午後 7 時、朝夕：午前 6 時～午前 8 時及び午後 7 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日午前 6 時

注 2) 騒音又は音量等の測定の方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）の備考に定めるところによる。

注 3) この表の第一号の項から第四号の項までの地域及び工業専用地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域をいう。

注 4) この表の第三号の項から第五号の項までの地域については、当該地域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における排出基準は、この表に定める数値からそれぞれ 5 デシベルを減じるものとする。

3) 振動

本施設は、「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年 3 月 27 日、三重県条例第 7 号）に定める規制基準が適用され、事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であるため、「その他の地域（工業専用地域を除く）」に分類される。

規制基準は、表 2.3-9 に示すとおりである。

表 2.3-9 振動の規制基準

区域/時間		昼間	夜間
一	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域 及び準住居地域	60dB 以下	55dB 以下
二	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域 及びその他の地域 (工業専用地域を除く)	65dB 以下	60dB 以下

注 1) 昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

注 2) 振動の測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）に定めるところによる。

注 3) この表の第一号の項及び第二号の項の地域（その他の地域を除く。）は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域をいう。

注 4) この表の第二号の項の地域については、当該地域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における排出基準は、この表に定める数値からそれぞれ 5 デシベルを減じるものとする。

4) 悪臭

本施設は、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日、法律第91号)の規定に基づき、「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」(平成10年7月10日、三重県告示第323号)に定める物質濃度規制に係る規制基準が適用される。

規制基準は、表2.3-10(1)～(2)に示すとおりである。

表2.3-10(1) 事業場の敷地境界線の地表における悪臭の規制基準

特定悪臭物質の種類	規制値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオノンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

表 2.3-10(2) 煙突等の気体排出口における規制（2号規制）が適用される悪臭物質

<p>■規制物質</p> <p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p>
<p>■排出口における規制基準値（流量）の算出式</p>
$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ <p>q : 流量 ($m^3/N\text{秒}$) ※これが規制基準値にあたる He : 排出口の高さの補正値 (m) Cm : 悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制値 (ppm)</p>
<p>なお、排出口の高さの補正値の算出式は以下のとおりである。</p> $H_e = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$ $H_m = 0.795 \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58/V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$ $J = 1/\sqrt{Q \cdot V} \cdot \{1460 - 296 \times V/(T - 288)\} + 1$ <p>He : 補正された排出口の高さ（有効煙突高のことを指す）(m) Ho : 排出口の実高さ (m) Q : 温度15°Cにおける排出ガスの流量 ($m^3/\text{秒}$) V : 排出ガスの排出速度 (m/秒) T : 排出ガスの温度 (K)</p>

5) 排水

本施設において、施設内の排水はクローズド方式とするため、大部分を占めるプラント排水の施設外への排水は行わない。

生活排水は、浄化槽で処理した後、放流する。排出水を合併浄化槽にて処理し放流する場合、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日、法律第 201 号）に定める排水基準等が適用され、事業実施区域は、「特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域」に分類される。また、「浄化槽法」（昭和 58 年 5 月 18 日、法律第 43 号）に定める浄化槽からの放流水の基準が適用される。

規制基準等は、表 2.3-11 及び表 2.3-12 に示すとおりである。

表 2.3-11 浄化槽の性能（公共用海域へ放流する場合）

屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (人)	性能		
		生物化学的酸素要求量の除去率 (%)	屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	排出水に含まれる大腸菌数 (個/cm ³)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下	3,000 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下	
	501 以上	85 以上	30 以下	
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下	3,000 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下	
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下	
	2,001 以上	85 以上	30 以下	

表 2.3-12 浄化槽法による規制値

項目	規制値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/L 以下
BOD 除去率	90% 以上

2.3.5 対象事業に係る許認可等

対象事業に係る許認可及びその根拠法令等は、表 2.3-13 に示すとおりである。

表 2.3-13 対象事業に係る許認可及び根拠法令等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
ばい煙発生施設の設置の届出	大気汚染防止法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号)
特定施設の設置の届出	水質汚濁防止法 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)
特定施設の設置の届出	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)
指定施設の設置の届出 (騒音)	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 (平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)
指定施設の設置の届出 (振動)	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 (平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)